

各 位

令和 7 年 12 月 8 日

政治団体「祖国再生同盟」代表・弁護士 木原 功仁哉

日本誠真会による除名処分について

本日付け日本誠真会常任委員会名義の「【重要】元副党首および元顧問に関する処分のご報告」と題する文書が、日本誠真会 HP に掲載されましたので、私の知る範囲での経緯についてご説明いたします。

(文書の URL) <https://nipponseishinkai.jp/news/20251208/>

事の発端は、私が 12 月 6 日（土）午前 1 時頃、党首及び副党首らが連絡を取り合っている Chatwork グループに、定例の副党首会議（毎週月曜日）の議案を提出したことでした。

すなわち、私は、南出喜久治元顧問からの情報提供に基づき、吉野党首において医師法違反の嫌疑が存在することから、その調査の必要性があると認め、12 月 8 日（月）に開催される予定であった副党首会議の議案として、大要以下の内容の投稿をしました。

【協議事項（審議事項）】

南出喜久治顧問の「吉野党首の医師法違反事実の調査要求と党首辞任要請」と題するメールについて

12 月 6 日午前 0 時 41 分、南出顧問が、党首、事務局長及び複数の副党首らに対し、「吉野党首の医師法違反事実の調査要求と党首辞任要請」と題するメールを送信した。

党首の医師法違反の事実を摘示するものであって、然るべき対応する必要があると思料する。

（南出元顧問のメール） ※木原注：固有名詞は仮名

日本誠真会役員 各位

2 6 8 5 年 1 2 月 6 日

日本誠真会顧問 南出喜久治

私のところに、○○市在住の A 氏から、歯科医師に過ぎない吉野敏明氏が医師法違反の行為をしてゐることについて刑事告発を求める依頼があり、A 氏が説明するその事実関係について以下のとおり開示しますので、党内において、公正に構成された党紀委員会によって機密事項として調査確定していただくやうお願ひするのですが、それ以前に、吉野氏が党首とを積極的に辞任されること

を勧告する次第です。

このメールについても、他の副党首その他の関係者に告知していただくやうお願ひします。

A氏は、私に対して千葉西総合病院で心臓疾患がないにもかかはらず令和6年12月17日にカテーテル施術によつてステントを留置されたことに対する損害賠償請求訴訟を依頼され、現在訴訟中ですが、A氏は、吉野氏の医師法違反について、他の同様の多くの被害者の代理人として私に刑事告発してほしいとの依頼がありますが、私が現在、吉野氏からの連絡がなく信頼関係が破綻してゐるもの、未だ党の顧問であることから、この依頼を受けることを留保してゐる状況にあります。

以下に、A氏がエビデンスの提供とともに私に説明した内容を示します。

令和7年4月13日、A氏は、船橋駅前での日本誠真会街頭演説を聴衆した。街頭演説後、駅前ホールで行はれた講演会も参加して党員になつた。講演会での質問コーナーで、誰も手を挙げないので、A氏は挙手をして、吉野敏明党首に直接、「千葉西総合病院のカテーテル症例数がおかしい？」と質問した。

これに対し、吉野敏明党首は、「大きな利権絡みがあるから、個人では動かない方が良いし、一人では無理です。」と言つてゐた。

そこで、A氏は、7月初旬に、日本誠真会の顧問である南出弁護士の事務所に事件の依頼のために電話したが、参議院選挙の公示が3日だつたので直接に南出弁護士とは話ができなかつた。

さらに、7月5日に、南浦和駅での日本誠真会街頭演説を聴衆し、演説終了後、記念撮影と握手の為に最後尾に並び、握手のあと、

吉野敏明党首と事務局長に千葉西総合病院事件を伝へた。銀座エルディアクリニックの受診も予定してゐた為、吉野敏明党首本人に、

6月30日に○○クリニックで撮つた心臓CT画像データCD原本を渡した。吉野敏明党首は、隣に居た事務局長に、CDを手渡した。その後、ステント手帳や血液検査結果も二人に見せた。事務局長が自分のスマホで、これらの写真を撮つてゐた。

同日、その後に大宮駅前での日本誠真会街頭演説を聴衆し、演説終了後、記念撮影と握手の為に最後尾に並び、握手のあと、今回は、吉野敏明党首に弁護士を紹介して欲しいと伝へた。吉野敏明党首は、それだつたら南出喜久治弁護士が良いと言ひ、南出喜久治弁護士を紹介すると約束してくれた。

そして、南出弁護士の事務所に電話して、A氏は携帯番号を伝へてゐたので、3日後には、南出喜久治弁護士から電話があり、事情の詳しい説明をすると理解してもらつて代理人になることの承諾を

得た。

選挙が7月20日で、惨敗の結果となつたが、翌々日の7月22日に、銀座エルディアクリニックに外来で初受診となつた。

その数日前にネット予約して、心疾患についてのネット記入の問診票も送付し、数日後、予約担当の看護師から電話があり、心臓の病状も伝へて22日の外来予約を完了してゐた。

A氏は、あくまで心疾患患者として外来予約をしたのであつて、歯科の検診を依頼したのではない。銀座エルディアクリニックの診療科目は、歯科、口腔外科、内科、がん治療外来とあり、A氏は心臓疾患の診察は内科であつて歯科でも口腔外科ではない。

歯の治療などを依頼するのではなく、心臓病の相談、診察で、銀座エルディアクリニックを訪れた。

その為に、南浦和で、吉野敏明院長に心臓CT画像データCD原本を渡し、当日は、頼まれてゐた最新の血液検査結果も持参をしたのである。

ところが、銀座エルディアクリニックでは、A氏を診察したのは、吉野敏明歯科医師と部下の歯科医師の二人だけで内科の医師は同席してゐない。そして、A氏が心臓CT画像データによる診断を尋ねても十分に答へることも血液検査結果を検討して答へることもない。心臓のことの診断については理解不能の説明をされ、最後は、これ以上はよく解らないといふ説明であり、これが吉野氏の行つた診察であり診断結果である。そして、内科の診断をしてゐるのに、内科医は診察室に来る事もなく内科診察がなされたのである。

そして、4毒抜きを推奨する吉野敏明院長に、4毒抜きをした場合の心臓の薬の調整を依頼したが、医薬の知識がなかつたらしく、これも誤魔化した診断説明をされて、薬の質問には十分に答へてくれなかつた。

そして、当日の検査は、心臓とは無関係な歯科関係のもので、これは患者が要望をしない過剰検査であり、心臓疾患とは全く無関係に、上の右の歯の手術を勧められた。歯を抜いて、歯茎の骨を一部外し、炎症部分を直接焼いてしまふとの事である。その後、歯茎の骨を戻し、再生させると言はれた。抜いた歯の説明は聞いてゐない。

手術日を7月28日午前10時と指定されたが、入院施設もない銀座エルディアクリニックでの手術は万が一の場合のことからして危険であり、そもそも、そんなことをするために受診したのではないので、後日キャンセルした。

A氏としては、今後の裁判に必要な心臓CT画像データCDの返却を求め続けてきたが、未だに返却されてゐない。

以上の経緯からして、7月22日の診察は、医師ではない吉野氏の医療行為であり、もう一人の歯科医師も医師ではない。

歯科医師は、歯科医療を掌り、医師は医療を掌るので、歯科医師は医業を行つてはならず、吉野氏

ともう一人の歯科医師のなした診察医療は明らかに医師法第17条に違反する。

医師法第17条の違反行為については、同法第31条で3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられる犯罪行為である。

しかも、政治運動、選挙運動を通じて、SNSなどでそのやうな医師法違反行為を誘発する違法営業を繰り返してゐる。吉野氏は、あの内海聰が女装した悍ましい映像の「スナックうつみん」

https://www.nicovideo.jp/series/268203?ref=nicoiphone_other

に出演し、自由診療の歯医者は儲かる、と言ひ放つてゐるのは、かういふ違法営業を繰り返すことによるものであつて、A氏も、何もまともな診察もされずに3万1890円も支払はされたのにである。

こんな騙しの方法で、無理矢理に歯科治療に誘導され、違法な内科診療を繰り返して医師法違反を行つてゐることの被害者は、A氏の周りに多く集まつてをり、A氏と共同で刑事告訴をしたいとする人が多い。そして、その代理人を私にお願ひしたいといふのがA氏の要請である。

私としては、ステント被害のA氏の損害賠償請求訴訟を受任してゐる関係で、このまま日本誠真会の顧問を辞任してしまへば、A氏その他の吉野氏の医師法違反の被害者の刑事告訴の代理人を拒絶することができなくなる。そのために、顧問を辞任せず、日本誠真会に留まることを12月4日に決断したのは、直ぐに刑事告訴を受任することを留保するための苦渋の決断としての口実でもあつた。

しかし、私を顧問として解任するといふのであれば是非もないが、私が顧問辞任を拒絶すれば、A氏の刑事告訴の要望みを拒絶することが犯人蔵匿隠避罪（刑法第103条）に問はれることになるので、それはどうしても避けたい。A氏は私に対してその告訴をしなくとも、A氏とともに吉野氏を刑事告発することを希望してゐた多くの被害者は私に対しては黙つてゐない。

私としては、吉野氏の名誉を守るためにも、自己の罪を認めて日本誠真会の党首を自発的に辞任して、懲戒処分としても除名といふ不名誉を避けたいといふ時間稼ぎだつた。吉野氏も党員であるから、懲戒処分としての除名は避けられない。そのためもそのやうな無様な事態に抵抗して党首に拘泥することなく、潔く党首を辞任することが吉野氏の掲げた「誠意と真実と敬ひ」といふ自己のスローガンを忠実に守ることであり、クリーンハンドの原則を守つて、最後の名誉を守ることになると信するのであり、情状酌量の余地がある。

従つて、私は、再度これまでの吉野氏との情誼を尊重して、苦渋の決断として吉野氏に党首を辞任することを勧告するものである。

これによつてのみ日本誠真会を存続する唯一の方法であると信じるのである。

吉野氏のみならず、役員の方々の賢明な判断を望む次第です。

このほかにも、私は、12月8日開催予定であった副党首会議の議案及び12月1日の副党首会議における発言内容として

①10月26日執行の伊勢市議会議員選挙において、日本誠真会から推薦を受け、党本部スタッフが選挙運動期間前から張り付いて運動した結果、次点と15票差で最下位当選した大野寛文氏について、同人は当選後に日本誠真会に入党したとの報告を受けていたが、11月29日に開催された大野氏と奥野卓志氏（ごぼうの党）の勉強会に参加した前記A氏が大野氏に確認したところ、「日本誠真会には所属していない、吉野氏の間では、党に所属しないという約束で応援してもらった」と言い切ったとのことであり、それでは選挙応援をした経緯からして党の体面を汚すこと甚だしいから、事実関係を調査すべきである

②南出元顧問は、吉野党首が11代鍼灸・漢方医の家柄であるというのは虚偽であるということを、吉野純子副党首から系図を示されて説明を受け、党首に対してメールで質問をしたが合理的な説明がなされなかったことから、吉野党首は十分な説明を尽くすべきである

③副党首制度を採用したのであるから、副党首たる地位を明記する党員規約の改正が必要であるので、10月に事務局長（常任委員）が了承した規約改正案を党首に提案したところ、1カ月余りにわたり党首が決裁せず、そのことについて党首に尋ねたところ「副党首らが、私の言う経営者感覚を身に着けるまでは改正しない」などと述べ、それでは副党首制度を完全に没却するものであり党首の独裁を容認することに帰するから、断じて容認できない

④そもそも、2名の常任委員である吉野党首と事務局長のうち、事務局長は体調不良等の理由で実質的に稼働しておらず、両名の間で意思疎通が十分になされていないと承知している。これでは、株式会社において持株比率50%と50%の株主同士が対立して意思決定ができないいわゆる「デッドロック」の状態に陥っており、組織として死んでいると言わざるを得ない。吉野党首は、事務局長ともっと緊密な意思疎通を図ることで、党員規約改正等の懸案の解決に尽力すべきである。

等の提案・発言していたところでした。

要するに、医師法違反の調査要求に関する議案提出に先立ち、吉野党首による数々の虚偽説明や独裁的運営（12月2日に党が発表した伊東市長選の推薦は、同月1日までの副党首会議では一切諮られていません）が存在し、私や南出元顧問は、吉野党首に対して説明や是正を求めていたのですが、吉野党首がこれに真摯に答えようとする姿勢は見られず、吉野党首が掲げる「誠意と真実と敬い」との理念は虚構ではないかと苦言を呈するなど、もはや隠忍できないほどの不信感が蓄積しておりました。

そして、6日午前1時頃に医師法違反の調査要求に関する議案を提出した約16時間後の6日17時過ぎ、事務局名で、12月5日付け「党員資格暫定停止処分書」と題する文書を添付したメールを私に送信してきました。併せて、同時間帯に事務局名で私に送信したメールには

12月5日付で通知した「党員資格暫定停止処分」により、現在、党務活動および議案提出権は停止

されています。

そのため、本件提案は受理の対象外となります。

と記載されており、要するに、6日午前1時頃の議案の提出に先立って、資格停止処分を5日付けに遡らせるという姑息な作為をすることによって、議案の提出を阻止することが真の目的だったのです。

このことは、私及び南出元顧問の処分理由として抽象的に「対象者の行為の一部に、党の規律維持上、看過できない点が認められたため」と述べられているだけで、南出元顧問が顧問の立場から医師法違反事実を指摘して党首の辞任勧告をしたこと以外に何か理由があったのかや、私が副党首の立場から党紀委員会の調査案件として議案提出したこと以外に何か理由があったのかについて、具体的な事実が一切掲示されていないことからも明らかなのです。

さらに、資格暫定停止処分書の名義人として「日本誠真会 常任委員会事務局 党紀委員会」との不動文字が記載しているのみで、具体的な党紀委員（定足数3名）の氏名は一切記載されず、押印もなされていないことや、党員規約12条1項に基づき事務局長が党紀委員会を設置する必要があるにもかかわらず、前記④の事情により事務局長が一切関わっていない可能性が極めて高いことから、党紀委員会自体が不存在ではないかと批判し、資格停止処分は無効であると主張するメールを送信しました。

これを受け、7日付けの除名通知書を送付してきたというのが、これまでの経緯です。

吉野党首の医師法違反の嫌疑は、相当の具体性・迫真性があるものであり、副党首としてこれを知った以上、調査を提案すべきことは、公正な党運営の必要上及び将来刑事事件に発展した場合に党へのダメージを最小限に食い止める必要上当然のことであり、仮に吉野党首において医師法違反の事実がないと主張するのであれば、弁解及び反証を尽くせば足りることです。それにもかかわらず、議案を提出した当日に資格停止処分を通知したのは、議案提出自体を封じる目的であったからに外なりません。さらに、党が同日、南出元顧問に対する顧問解任通知を発したのですから、吉野党首の独断でなされたとみられる一連の行為自体が、医師法違反の事実を自白しているのに等しいのです。

したがって、私は、党員規約を遵守しない除名処分の効力を争うため、日本誠真会を相手取って、除名処分の無効確認請求のほか、11月21日の党首との電話協議の際に党首と口頭で約定したとおり、参院選前にミニ集会等を全国で開催するために要した交通費、会場費、宿泊費等の全額の費用償還請求を求めて、私の住所地を管轄する神戸地方裁判所に提訴することを予定しています。

ところで、本年12月から来年2月にかけて、吉野党首と協議の上で、各地で講演会を開催することを予定していますが、ほぼすべての講演会が、私の資金管理団体である「木原くにや後援会」を共催団体に入れています。本来であれば、すべて党首が参加する講演会なのですから、党本部又は支部（政治団体）が主催すべき講演会なのですが、現在の党本部スタッフには地方講演会を運営する意思又は能力に乏しく（以前、私が吉野党首に対して「私があなたのお守（も）りをしているのですよ！」と叱責したことがありました。）、また、当該講演会を開催する地方にはいまだ支部が設立されていないことから、吉野党首の依頼に基づいて木原くにや後援会が対応をしてきたのであり、私の事務的負担も過大な

ものでした。

そのような状態で、今般の私に対する処分がなされたために、党との間の信頼関係が完全に破綻し、その後、後任者の選定などについて吉野党首や党本部から一切の連絡がないことから、今後、特段の事情がない限り、以下の講演会はすべて中止せざるを得ませんので、ご理解の程をお願いいたします。

令和7年

- ・12月21日（日） 静岡（浜松、沼津）

令和8年

- ・1月11日（日） 京都、奈良
- ・1月12日（月・祝） 兵庫（神戸）
- ・1月18日（日） 栃木
- ・1月25日（日） 滋賀（野洲）、大阪
- ・2月8日（日） 大分 ※福岡（北九州）は別途党にお問い合わせください。
- ・2月15日（日） 宮崎
- ・2月22日（日） 鹿児島、熊本
- ・2月23日（月・祝） 佐賀、長崎

また、以下のミニ集会・党員集会も中止とさせていただきます。

令和7年

- ・12月13日（土） 奈良、滋賀（栗東）、京都
- ・12月18日（木） 神戸

令和8年

- ・1月17日（土） 福島（郡山）
- ・1月31日（土） 北海道（釧路）
- ・2月1日（日） 北海道（札幌）

今般の処分によって党と袂を分かつ結果となりましたが、思えば今年3月から全国47都道府県をくまなく回って党の地方組織を構築する機会を得て、現地の党員・支援者のお一人お一人から多大なご支援・ご声援をいただいたことは決して忘れることはできません。そうした思いを胸に、今後も、日本誠真会党員規約前文に定める「占領憲法体制からの脱却」「エネルギー・食糧依存体制からの脱却」の2つの理念を、私が主宰する政治団体「祖国再生同盟」の活動を通じて貫徹してまいる所存ですので、今後ともご指導ご鞭撻のほどをよろしくお願ひいたします。

以上